

令和6年度佐賀市DX推進支援事業（DX体制整備事業）仕様書

1 業務名

令和6年度佐賀市DX推進支援事業（DX体制整備事業）

2 目的

デジタル技術の急速な普及により、経営課題の解決にデジタル技術を活用することが企業・産業の競争力強化にもつながると期待されているなか、市内事業者のDX先進事例を創出し、他事業者に波及させることにより、市内事業者全体のDX推進を図る。

3 業務実施期間

補助金交付決定の日から令和7年3月14日（金）まで

4 履行場所

佐賀市内

5 業務内容

(1) 支援プログラムの作成

支援事業者は、支援対象事業者と伴走支援の内容に関する協議を重ねた上で、支援プログラム（支援体制、支援内容、スケジュール等）を作成し、支援対象事業者及び佐賀市に提出する。

(2) 伴走支援の実施

支援事業者は、佐賀市が公募し、選定した支援対象事業者に対し、次の各号に掲げる業務を実施すること。

① デジタル技術の基礎的な知識の取得・社内DX推進マインドの醸成

支援対象事業者がデジタル技術の基礎的な知識を取得し、DX推進マインドを醸成するために、支援対象事業者に対し、デジタル社会の予測、先進企業の先例を紹介し、デジタル技術の説明や体験等のスキル取得を行う社内研修を実施する。

② 現況把握、体制整備

支援対象事業者が支援事業者とともに、業務プロセスの可視化のほか、課題や改善事項を抽出し、社内DX指針の策定に向けた社内の現況把握と体制整備等を行う。

③ 目標設定、DX計画の策定

支援対象事業者が支援事業者とともに経営力強化及び賃上げに向けた目標設定、DX指針及び導入ツールの検討・判断を行い、DX計画を作成し、DX計画には次に掲げる全ての項目を記載すること。

ア DXビジョン

イ DXビジョン実現に向けた環境整備の具体的な方策（戦略）

・組織体制、人材、企業文化の視点

・ITシステム、デジタル技術活用の視点

ウ 具体的な方策（戦略）の達成状況に係る指標の設定

- ・効果の評価（指標）
- ・進捗の評価（指標）

(3) 月次報告の実施

支援事業者は事業実施期間中に、毎月、伴走支援の状況等を佐賀市に報告する。また、報告を受けた後に、佐賀市より対応を指示した場合は、支援事業者はその指示に応じなければならない。

(4) 伴走支援の実施における留意事項

伴走支援の実施にあたっては、以下の点について留意すること。なお、補助上限額の範囲内で、本業務の目的を達成するための独自提案は可能とする。

- ① 支援対象事業者の自立的な取組となるよう考慮すること。
- ② 目標を数値化し、経営力強化や賃上げなど、実益を追求する取組となるよう考慮すること。
- ③ 実現性が高く、効果が望めるよう考慮すること。
- ④ コストの見える化を行い、且つ費用対効果が望めるよう考慮すること。
- ⑤ 想定されるリスクマネジメントについても考慮すること。
- ⑥ 単なるシステム導入の提案にならないよう考慮すること。

6 支援内容の広報

市内事業者のDX先進事例のモデルとして、市内事業者全体のDX推進を図るため、伴走支援の内容や取組等を広報することがある。

7 その他の注意事項

- (1) 支援事業者は、佐賀市個人情報保護条例（平成17年10月1日条例第20号）を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人にもらしてはならない。業務終了後も同様とする。
- (2) 支援事業者は、本業務の全部を第三者に再委託してはならない。
- (3) 支援事業者は、本業務の一部を第三者に再委託するときは、あらかじめ佐賀市に書面により報告し、佐賀市の承認を得ること。
- (4) 本事業の実施にあたり、支援対象事業者等との間に発生したトラブルに対しては、支援事業者が責任をもって対処すること。
- (5) 本業務の実施にあたり、定めのない事項や疑義が生じた場合は、速やかに佐賀市と協議を行うこと。